

会議名 議会運営委員会

日時 令和元年6月20日(木) 午後3時1分～午後4時7分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 須藤智子 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 堀 巖 委員 榊谷規子

陳述人 甲山海緒

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
請願第4号	北部・仙名・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関 設立の請願	賛成少数 不採択

議会運営委員会（令和元年6月20日）

◎ 委員長（須藤智子君） それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、さきの6月10日の議会運営委員会に引き続き、戻しまして、10日は質疑の途中でございましたが、質疑はございますか。

◎ 委員（梶谷規子君） 請願者にお聞きしたいんですが、請願趣旨の一番最後の、そのための議会基本条例の改定を求めます。請願事項の最後のほうの、市民本位の附属機関を求めますというところがあるんですが、私は前申し上げましたように、前段のこの公立保育園適正配置方針がもっともっと市民の声が届くようなものになっていなかったという中で、今度は議会にということこの方法を求めてこられているんですが、附属機関設置というものにずうっとこだわりながらいろいろこの請願にどう向き合うか悩んできたんですが、先ほどの議会基本条例推進協議会の中で、堀議員のほうから、もっと緩やかに広い意義において考えるべきだという発言もありましたが、請願者はこの附属機関をどのような捉え方で設置を求められているのか、もう一度お聞きしたいなというふうに思うんですが、そういった緩やかな中身で、いろんな市民参加が、市民の意見が入るようなという、そういったイメージなんでしょうか。もう一回お聞かせいただいていいでしょうか。

◎ 陳述人（甲山海緒君） 緩やかにという表現は、例えば会議の内容を緩やかにというものではないですよ。そういう捉え方はされていないですよ。

◎ 委員（梶谷規子君） 例えば手法として、今、附属機関というところいう審議会とか協議会を置くというような組織名がいろいろあるんですが、そういったかちっとしたものをイメージして創設をしなくちゃいけないと言われるのか、どういったイメージでなのかなということですが。

◎ 陳述人（甲山海緒君） 市民が参加する会議で、答申をとるものを求めています。ただ市民の意見を聞いて参考にするだけの会議体ではなくて、市民の声でしっかりと議論し、答申をとっていく、決定していく、そういった機関を求めています。なので、ワークショップのようなものは求めています。よろしいでしょうか。

◎ 委員長（須藤智子君） ほかに質疑はよろしいですか。

じゃあこれで質疑を終結して、あと議員間討議。

◎ 委員（堀 巖君） 請願者のほうにお聞きしたいと思います。

◎ 委員長（須藤智子君） 紹介議員。

◎ 委員（堀 巖君） 紹介議員は聞いちゃいかん。確認の意味で。

[発言する者あり]

◎ 委員（堀 巖君） 紹介議員は聞いたらだめだというルールはありますか。

◎ 委員長（須藤智子君） どういった内容ですか。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎ 委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎ 委員（堀 巖君） 請願の陳情のところにも多分あったと思うけれども、皆さんの記憶の中で多分薄れていると思いますので、補足説明をしがてら、ちょっとお尋ねします。

市民参加というところが重要なキーワードというのは、さっきの議会改革の推進協議会の中で述べたところです。そういう意味で、岩倉市というのは自治基本条例を端にして、市民参加条例をそこで義務づけして、市民参加条例をつくってきました。その市民参加条例のこの市民参加ということと今回の附属機関というところは、私は議会改革推進協議会の中で密接に関係しているというふうに申し上げましたが、その点について請願者はどういうふうに考えているのかというのがまず一点。

それから、市民参加の歴史ってまだまだ浅くて、例えば行政機関、執行機関の中でもいろんな市民参加を実際僕は目の当たりにしてきましたし、自分もやってきました。その中で、実際多くの手法は、ある程度案を固めてから、執行機関の中でいろいろ案を固めてから、それを市民の方やそこに提示をしてお墨つきをもらう、若干修正をしたことはありますけど、本当に徹々たる修正の経験しか僕は持っていません。

だから、そうじゃなくて、請願者が求めているのは主権がどこにあるかというところが重要な点なのかなというふうに今思っているんですね。だから、つまり自治基本条例をつくったときは本当にゼロベースから市民の意見を持ち寄ってつくってきました。そういった会議体を一個経験したぐらいです。あとは本当にアリバイづくりの形式的なそういう諮問答申の会議というのがほとんどだというふうに僕は実感しています。そういうことにおいて、そうじゃないんだよ、やはり市民のところから練ったやつを議会のほうに提示して、議会もそれをベースに話し合ってくださいという本来の姿を求めてみえるのか、その点についてももう少し細かく説明をいただきたいというふうに思います。以上2点です。

◎ 陳述人（甲山海緒君） ありがとうございます。

そうですね、おっしゃるとおりで、私は公立保育園統廃合に係る懇話会、

適正配置に係る懇話会をずうっと傍聴してきて、それが本当に市民参加と言えるのかどうかをずうっと疑問に思っ続けています。本当に副市長や教育長、市長がやりたいと思っている展望をもとに、コンサルがアンケートをとり、その結果をそういう流れにできるように組み立て、そこに関係者を呼び、説得行政を続けたと私は受け取っています。それをもとに、公立保育園の適正配置方針が決められたというところをずうっと訴えています。

執行機関側に置かれた市民参加のあり方があの形であるのならば、安心してできる市民参加はどこに会議を置いたらいいのかということやをずうっと考えてきました。なので、今回の附属機関というのは、市民参加の重要性を訴えているものと、あとはただ市民を集めてただ意見を聞いたという形式にしないために、ちゃんと答申をとる会議体である必要があるため、附属機関という表現をしています。

おっしゃるとおり、主権がどこにあるか、ゼロベースからの市民参加が岩倉市でされていないことに対する疑問を訴えています。以上です。

◎ 委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎ 委員長（須藤智子君） それでは議員間討議に移ります。

議員間討議はございますか。

◎ 委員（梶谷規子君） 皆さんはここの中で、採択、不採択という決着をつけたほうがいいのかと思われるのか、やはり先ほどもいろいろ今後のあり方ということで調査機関というような形の附属機関にするのかとかいういろいろな意見が出ましたが、そこら辺をもっと研究していくということも含めて継続審議という形はどうかということも思うんですが、ここで採決で採択か不採択かという結論を持っていくという流れでいかれたいのか、そこら辺をお聞きしたいんですが。

◎ 委員（片岡健一郎君） 自分の考えは、結論から言うと、ここで採択、不採択の判断はできると思っています。まずは、僕は一貫して言っていますけれども議員というのは市民から選ばれた信託を受けた立場の者であり、その議員がまずはこの問題に関していろいろな方から意見を吸い上げて考えるべきだと思っています。その上でわからない、これは第三者に相談したほうがいいのかという判断があれば、附属機関の設置に向けて検討、研究すればいいということで、まずは順序的には私は議員がやるべき仕事だと思っています。なので、結果から言えば、この採択に関しては、この場で採択・不採択の結論を出すべきだと考えます。

◎ 委員（堀 巖君） 今の片岡委員に聞きたいんですけども、議員とい

うのは、例えば選挙で信託を受けて、それこそ800、1,000、1,500、多いところで2,000ぐらいの方もいますけれども、そういった自分の入れていただいたというか、支援者の意見を中心に、でも例えばこれまでの経験でいうと、それぞれの議案ごとや細かいことで1,000人、2,000人の自分の支援者の意見を聞いてくることなんてまず不可能です。だから、身内のそれこそ本当に身近な人たちの意見を聞いてきて、議会で話し合ってきて意見を述べるというのがせいぜいだと思うんですね。それは議員としての多分通常のやり方だと思います。さっきちょっとちらっと言ったので、第三者的な意見を聞く必要があるという場面においては附属機関を設けてもいいというふうに聞こえたんですけど、そこら辺の境というのはどういうところなんでしょうか。

◎ 委員（片岡健一郎君） 境というのはなかなかこうだというのは難しいと思うんですけど、議論していく上で、議会の場で、議論する場で必要だという判断がされれば、そういうことを検討してもいいんじゃないか、その検討する前にやることは私はあると思っています。

◎ 委員（堀 巖君） 前半部分の、市民の意見を聞いて議会に上げるという議員の本来持っている本質的なものと、今回機関として議会として、もちろん意見交換会やこれまで報告会なんかで任意の人に来ていただいて意見を聞いて、その中で妥当だと思うことについては機関として執行機関に意見を上げていくと、そういう作業をしてくれています。

今回附属機関で特定の、今回たまたま保育園の関係なんですけれども、いろんなことがあると思うんですね。その一つ一つにおいて、専門的な知見の活用という制度がありますよね。それから、参考人招致という制度があります。それぞれ専門的な声を聞いて、聞く必要があるという判断の制度はあるけれども、機関として意見を聞く、意見を集約させるいろんな立場の方に来ていただくという制度が今議会にはないんですね。それを制度化したらどうかという提案だというふうに私は解釈しているんですけども、その点について、否定する根拠みたいところが議員のそもそも信託を受けたというところと僕はちょっと違うんじゃないかなと感じているので、その点についてどんなようにお考えでしょうかね。

◎ 委員（片岡健一郎君） 行政側が意見を聞かないから、多分議会のほうに附属機関をつくってほしいというような趣旨に私は聞こえるんですけども、そもそもですけども、執行機関側がこれからこの統廃合を進めていく上で市民の方の声を聞かないとは一言も多分言っていないと思います。今後も議論を重ねていくと思いますし、市民の方々の意見を吸い上げて、それを反映させたものにつくり上げていくと思っています。これ答えになっていますか

ね、済みません。なっていないよね。

◎ 委員（堀 巖君） そもそも、執行機関というのは僕はずうっと居たし、行政の無謬性というところでそもそも間違わない、市民の方もそう思っているというのが大方これまでの見方だったんですね。だけど、やっぱり間違えるものは間違えるし、今回の請願者や、実際その懇話会という任意の会議体に入って意見を述べられてきた方、そしてその懇話会がいつの間にか変貌してしまって、附属機関に変わってしまったという現場をかいま見てしまった市民の方にとっては、やはりそこは違うんじゃないかというのがそもそもの出発点だったんですね。だから、執行機関がちゃんとやっていけば出てこなかった請願かもしれないけど、ちゃんとやってこなかったという事実がもう出ちゃった中で、じゃあ議会としてそれを補完する形で市民参加という手法で考えられないですかという提案だというふうに受け取っているんですが、それを否定する根拠としてはちょっと薄い感じがするんですよ。

◎ 委員（片岡健一郎君） そうであれば、やっぱりこれは議会がやることだとは思いますが、議会のやり方というのがいろいろあると思っていて、議員間同士でこれはまずは討論してみるべきかなあというところにつながっていくのかなと思っています。附属機関の前に議員間同士で本当に今請願者が言っているようなことを踏まえて、議員間で話し合っ、この統廃合について真剣に考えること、これがまず先にだと思。それで、その中で繰り返しになりますけれども、附属機関ということがあれば、機能とか附属機関の役割を十分議論した上で考えればいいと思います。以上。

◎ 委員長（須藤智子君） よろしいですか。

◎ 委員（堀 巖君） 僕としては紹介議員なので採択をしていただきたいという十分理解をしていただいてというのは最初に述べたとおりなんですけれども、梶谷委員が言われるように、まだまだ他市の状況であるとか協議会の中で木村委員からいろんな他市の状況、設置の状況とか、黒川委員からもありました。私もちょっと東京のほうに附属機関について議会に設置するかについて今度研修に行くつもりでもいますし、継続審査でもう少し勉強するという姿勢については、紹介議員としても許容できる範囲かなというふうに考えます。以上です。

◎ 委員長（須藤智子君） 先ほどの議会基本条例推進協議会の中では、継続するという意見はお2人だけじゃなかったかなと思うんですよ。木村さんと梶谷さん。ほかの人はこれとは別で、今回の請願はきょう決めちゃって、今回この議会で決めて、あとの調査研究、附属機関については後で調査するという意見の人が大体じゃなかったんですか。継続というのは、ちょっと... ..。

◎ 委員（梶谷規子君） 先ほどのやつは、継続審議にするか今回採択・不採択取ってしまうかというところは、後の議運で決めるんであってということで、そこまでの発言はまだされていなくて、まずこの請願に対してどうなのかという、附属機関をどう捉えるのかという意見を皆さんが述べられたんだと思うんですけど、だから、先ほどが少なかったからというところではないんじゃないかと思うんですけどね。

◎ 委員長（須藤智子君） その継続審査にするかどうかは多数決でここだったら。とってもいいですか。継続に賛成、皆さん。継続審査はちょっと聞いていないですね。

◎ 副委員長（鬼頭博和君） 先ほどは皆さん、議員さん全員でお話をしたときに、継続という話もたしかに出ました。でも、大方の意見としては、附属機関はちょっとやっぱりそぐわないんじゃないか、調査機関を置くということはいいかもしれないけれども、こういった附属機関を置くのはちょっとなじまないんじゃないかなあという意見が大勢を占めていたと思うんですよ。ということであれば、ここで採決をとったほうがいいのではないかというふうに思います。

◎ 委員長（須藤智子君） 休憩します。

（休 憩）

◎ 委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。議員間討議です。

◎ 委員（梶谷規子君） 済みません、確認したいんですけど、附属機関というのはなじまないという意見もありましたけれど、附属機関も緩やかな形ということで、調査機関というのがどうなのかという意見の中で、調査機関も緩やかな形で附属機関の一つじゃないかという意見だったんじゃないかだったか。

◎ 委員長（須藤智子君） 違いますよ、緩やかな附属機関は請願者は嫌だと言われたでしょう。ちゃんと答申をもって決める機関だと言われましたよ。

◎ 委員（堀 巖君） 請願者は緩やかな機関が嫌という表現はちょっと不適切というか、違うと思って、ちゃんとした機関であればいいと思うんですよ。僕は緩やかなという表現も違うなと思っていて、緩やかではなくて広義、附属機関というのは皆さんが考えている以上に広い広義の解釈をすべきだというふうにさっきは述べたんですね。そういう意味で言えばサポーター制度も附属機関の一つだし、調査機関も附属機関の一つだということで、その附属機関が諮問答申という今の固定観念に捉われたがちっとしたものではなくて、ちゃんとしている、ちゃんと機能していればいいというように僕は解釈しているんですが、請願者の考えていることとは違うのかもしれませんが、

それは私の意見です。

◎ 委員長（須藤智子君） ですが、この議運の中で決めようとする、継続審査は否決されますよ。いいですか。

◎ 委員（堀 巖君） だから、その附属機関はそぐわないというところの解釈が、なぜそぐわないのか。じゃあサポーター制度は否定されるんですか。サポーター制度というのは、とりあえず意見を聞く場だけど、きちんと返していますよ。返しています。しかも、議会運営だけのことではない、それ以外のことも、要綱には議会運営に関することと書いたけれども、書いたけど要綱に捉われずに議会はちゃんと市政に対する意見だって返しています。それは評価されているはずなんです。だから、それは附属機関という言葉に捉われ過ぎだというふうに思います。もう少し広い意味で考えていただきたい。ちゃんとしたサポーター制度というのは、ちゃんとした機能を議会に發揮しているじゃないですか。

◎ 委員（片岡健一郎君） 今、堀委員は議会サポーターのことをお話しいただいたんですけれども、僕、ごめんなさい、本当に今までの流れを酌まずに発言しちゃうかもしれないんですけど、議会サポーター制度自体は、やっぱり議会運営のことに関する意見を賜るという趣旨で始まったと思うんです。しっかりとしたルール化をしていないがゆえにいろんな意見をありがたくいただいておりますけれども、それを返しておるということになっているんですけれども、僕は基本的には議会運営に関する意見しか承っては本当はいかんだと思っています。なので、この話に戻しますと、結局この特定の案件の附属機関というのが僕はそぐわないなというふうに思います。要は、この北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化に係る附属機関、これオンリーの附属機関というのがそぐわないというふうに思うんです。

◎ 委員（堀 巖君） ということは、一般的に附属機関を設置することもあり得るかもしれない、制度的にはありかなあというところなんですよね。だから、今回の具体的な案件については、片岡委員はそのことについて今公共施設のほうもあるし、そちらで議論すればいいしというのがずうっとの主張であって、だからそぐわないと言っているだけであって、根本的な附属機関を否定しているわけではないというふうに僕は今捉えたんですけど、それでいいですか。

◎ 委員（片岡健一郎君） はい、そうです。根本的には否定していません。本当に必要であれば議員間同士で議論して、本当に必要だと、まずは議員間同士で議論して、それでももうこれはということであれば、僕は考える余地はあると思います。以上。

◎ 委員（堀 巖君） じゃあ、あえて、そこは多分ちょっと近づいたかなあという気がするんですけど、協働の仕事を僕はずうっとやってきて、市民活動支援センターを、余りお父さんのことを言うのはあれだけど、一緒につくってきて、協働の補完性の原則とよく言います。つまり、行政機関、執行機関や議会の足りないところを協働で補完するという補完性の原則という言葉があるんですけど、そもそもその補完性の原則ってどうなのかなというところが、この請願で考えさせられるところなんですね。ここは、補完性ではなくて、やっぱり市民が主体となって意見を形成していくというところがもっと前面に出てもいいんじゃないかという意見表明に僕は感じているんですね。そこは今後の議論の余地があって、協働とは何ぞや、市民とは何ぞや、そして市民自治とは何ぞやというところをもう少しみんな議論していかないと、なかなか一致した意見というのは形成できないのかなと今感じています。以上です。

◎ 委員長（須藤智子君） ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（須藤智子君） この附属機関、議会に附属機関を置くことは、地方自治法では一応禁止されているんですよ。

〔発言する者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） ただし、政令で定める執行機関についてはこの限りではない。執行機関には置ける、置くことができる。

〔発言する者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（須藤智子君） 継続審査をして、その間に何を調べるんですか。

◎ 委員（梶谷規子君） だから、継続審議にしてもっと議会に附属機関を置くとしたらどんなふうになっていくのかとか、まだまだ他市町では例がない状況だけれど、請願趣旨の前半のところの、先ほど何回も堀委員が言われましたけど、その内容で議員として受けとめて、絶対禁止されているものではありません。議会に置いてはいけないというものはどこにも書いていない。だから、本当に新しい形態を私たちは求めて考えていかなければいけないので、もっと勉強しなくちゃいけないでしょう。継続審議の中で勉強していきたいと思っています。

◎ 副委員長（鬼頭博和君） 継続審議にしなくても、議会としてどんなことでも調査研究はできると思います。だから、議運で調査するんじゃなくて、議会全体でそういったことに関して、今後調査はできると思います。だから、

別に継続にしなくても、先ほど皆さん議員がいろんな意見を述べられたと思います。ということですので、特に継続にする必要はないと私は思います。

◎ 委員（片岡健一郎君） 鬼頭委員と同じ意見でございます。

前回の議会運営委員会で梶谷委員から、先ほどの協議会の中で皆さんの意見を聞いたほうが良いという提案で伸ばしたんです。それを踏まえての今議会運営委員会。またさらに伸ばすと、これは僕は理由がわかりません。やっぱりそれなりに時間をとって、皆さんこの問題について時間があつたわけですから、考えてこの場に来ているはずですから、なので、この場での採択・不採択の判断を当然する準備をしてきているはずなので、そういったことも踏まえてこの場で採択・不採択をとっていただければいいと思います。

◎ 委員（梶谷規子君） 全体の中の議会基本条例推進協議会で、全体にかけてほしいというふうで提案して、継続にさせていただきました。私はその皆さんの意見の中で、まだまだ議会の中に附属機関を置くのはどういったことなのか、先ほど議運の委員長まで禁止されているのみたいな意見が出るほど、まだまだ皆さんの中にわかっていない。それをもっと勉強しなくちゃいけないと思います。やはり梅村議長からもこの請願は非常に高度なものだという御意見もあつたように、私たちはこの請願、まだまだわかっていないことをもっと勉強しなくちゃいけないと思うし、鬼頭委員が継続にしなくてもやっているとされたけれど、別に議会としてはどんな調査もやっているとすることはありますけれど、この請願を不採択みたいにしちゃっていいのかなという、そこで結論を出していいのかなあということは非常に大きな問題じゃないかと思うんですけどね。

◎ 委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎ 委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

もういろいろ議論も出尽くしたと思いますので、ここで継続審査にするかどうかをまず諮りたいと思います。

この請願第4号「北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関設立の請願」について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（須藤智子君） 賛成少数。

この請願について継続審査とすることに反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

◎ 委員長（須藤智子君） 2対2ということで、委員長の判断で一応決めます。私も今までいろいろ議論を聞きまして、継続には値しないと思いますの

で、継続審査には反対をして、ここで採択をとりたいと思います。

その前に、討論に入ります。

討論はございませんか。

◎ 委員（片岡健一郎君） 請願第4号「北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関設立の請願」について、反対の立場で討論をいたします。

請願事項には、北部・仙奈・あゆみの家の統廃合を具体化していく上で、市議会に土地選定の前に人権・保育専門の有識者を中心に保育専門家、障害児保育の実践者、公立保育園の保育士、通園中の保護者に限定しない幅広い世代の性別の市民を含んだ多様な代表者で構成した市民本位の附属機関設立を求めるとありますが、そもそも議員は今上げました方々から、その方々がお持ちの知見を十分に伺い、議案に反映させていくことが責務と考えます。よって、附属機関を設立する前に議会としての役割を果たさなければならないと考えます。

また、現在議会には公共施設再配置検討協議会が設置されており、その中でも十分に議論され、特別な知識が必要な場合は、その協議会の中で有識者の意見を伺えば機能すると考えます。附属機関を設立するとしても、その機能と責務を十分に議論した設立の基準決定が必要と考えます。以上のことから、附属機関の設立は現段階では必要ないと考え、反対いたします。以上です。

◎ 委員長（須藤智子君） よろしいですか。ほかに討論。

◎ 委員（堀 巖君） じゃあ紹介議員ですけど、賛成討論をします。

議員の役割と議会の役割とは違うと思います。議員としてやはりできる限りいろんな意見を集約し、議会という中で議員として意見を述べることは必要だと思います。ただし、議会の三大権能としての施策提案機能、それから執行機関へのチェック機能、それから議決機能、この3つの機能を最大限生かすためにいろんな議会改革をこの間やってまいりました。これから、多分自治基本条例をつくったときに大森彌先生から附属機関として検証機関を共同設置したらどうかという提案を受けたときに、私は執行機関の中で議会にも提案させていただきましたが、そのときも議会として附属機関というのはちょっとまだまだというところで、そこではできませんでした。それ以降、三重県議会であるとかいろんな議会が附属機関を議会の中に持ったり、調査機関を設けたり、いろんな取り組みが進んできています。多分、議会改革がこの先進む中で、この議会における第三者的な機関、それを附属機関と呼ぶかどうかはちょっと別にして、きちんとした施行機関ではなくて市民本位で

選ばれる委員で構成される、本当に市民自治が実現できるような機関が望まれるような世の中になっていくのではないかなという、ちょっと先見的な今回は請願なので、なかなか皆さんの理解は得られないかもしれませんが、そういった意味で私はぜひぜひこの先もいろんな研修に参加していただきながら、市民と一緒に勉強して行って、こういったことが実現できるようにしていきたいなというように考えます。ぜひ皆さんの賛同を得て、賛成に回っていただきたいと最後をお願いして賛成といたします。

◎ 委員長（須藤智子君） それでは討論を終結し、採決に入ります。

請願第4号「北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関設立の請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（須藤智子君） 可否同数となりました。あとは委員長の判断ですね。

私も先ほど継続審査は必要ないということで、継続審査には反対をいたしました。また、この請願についても反対の立場をとらせていただきます。

ということで、採決の結果、請願第4号は賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。